答 申 書 (答申第1号) 平成10年6月9日

1 審査会の結論

放棄猫引取願いを一部開示としたことは、妥当である。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書の開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成9年2月17日、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条例」という。)による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の規定に基づき、改正前の条例第2条第1項の実施機関としての北海道知事(以下「実施機関」という。)に対し、「放棄猫引取願い(H8年度分、H9年1月末までの分)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、北海道千歳保健所が管理する平成8年4月から平成9年1月までの放棄猫引取願い(以下「本件公文書」という。)を特定し、平成9年2月26日、本件公文書に改正前の条例第8条第1項本文に規定する非開示情報が記録されていることを理由として、これに該当する情報を除いて本件公文書の開示を決定する処分(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

平成9年4月16日、申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

3 申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の全面公開をするとの決定を 求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア ペット動物は、飼い主が愛情と責任を持ち終生飼育する義務があるが、それを途中で放棄したり、飼育することが困難なことが明らかでありながら不妊手術をしなかったために生まれた子猫を保健所に持ち込んだりする飼い主には動物虐待の罪がある。

そうしたモラルの低い飼い主のプライバシーを守ることにより、罪の意識が薄れ、 同じことを繰り返し行う可能性を大きくさせ、結果的には行政側が動物の命の軽視に よる虐待を認めていることになる。

イ 市町村で明らかに捨て猫として認められ、飼い主が見つからない場合、保健所に持 ち込み、処分していると聞いている。この場合は、公務として行っているので、個人 情報には該当しない。 ウ 以上のように、本件処分は、条例の解釈、運用を誤ったものである。

4 実施機関の説明要旨

別添「『平成8年4月から平成9年1月までの放棄猫引取願い』の一部開示決定処分に 関する実施機関の説明書」(省略)のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第7条第1項の規定により飼い主が北海道に猫の引取りを求めたときに、飼い主から実施機関に提出されたものであり、本件公文書には、提出年月日、猫の放棄理由、放棄する猫の種類等のほか、飼い主の住所、氏名、印影及び電話番号(以下「飼い主の住所等」という。)が記録されている。

- (2) 改正前の条例第8条第1項本文の該当性について
 - ア 改正前の条例第8条第1項本文には、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。)が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨規定されている。
 - イ 本件処分において特定個人情報に該当することを理由に非開示とした情報は、飼い 主の住所等であるが、これらの情報は明らかに個人に関する情報であり、また、実施 機関において、公表することを目的としてこれらの情報を取得しているものではない と認められる。

したがって、本件公文書に記録された飼い主の住所等は、特定個人情報に該当する と認められることから、本項本文に定める非開示情報に該当するものである。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号には、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定されている。

- (3) 申立人の主張について
 - ア 申立人は、飼い主のプライバシーを守ることにより、結果的には行政側が動物の虐 待を認めていることになる旨主張する。

しかしながら、開示請求があった公文書の開示・非開示を決定するに当たっては、 当該公文書に記録された情報が非開示情報に該当するかどうかを審査して判断すると されており、そのほかの事柄によって判断するものではないから、申立人の主張を採 用することはできない。

イ また、申立人は、市町村で明らかに捨て猫として認められ、飼い主が見つからない 場合には、市町村職員が公務として猫の引取りを求めるのであるから、この場合の飼 い主の住所等は、特定個人情報には該当しない旨主張する。

しかしながら、本件公文書に記録された情報からは、猫の引取りの依頼者が市町村職員であるかどうか、また、猫の引取りの依頼が公務として行われたものであるかどうかが判断できないものであるから、申立人の主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

6 審査会の処理経過

本件処分に係る異議申立てについての処理経過は、次のとおりである。

なお、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年1月27日	○ 諮問書の受理
平成10年2月16日 (第78回審査会)	○ 実施機関から本件公文書の写しその他本件処分に係る関係 文書の写しの提出○ 実施機関の職員から提出された関係文書の写しに基づき、 経過、一部開示の決定の理由等について説明○ 審議
平成10年3月16日 (第79回審査会)	○審議
平成10年6月1日 (第1回審査会)	○ 答申案の協議、決定
平成10年6月9日	○答申